

## 第一銀行韓國支店引揚の結果如何

ある時は、直に競賣其の他の方法を以て之を處分し、損失勘定を立てざるべからざるものなり、銀行業と他の商業工業等とは其性質を異にする所斯の如くなれば、三井三井等が銀行業を營みながら各種の事業を兼營するの誤謬なるや何ぞ多辯を要せんや、而して各種の事業を兼營せる間は、其の銀行の基礎は充分に鞏固なりと謂ふべからず、何となれば斯く各種の事業を兼營する時は、銀行の預金を運轉するに於て勢ひ誤謬に陥らざるべからず、而して兼營事業の盛衰損益は直に其の影響を銀行に及ぼすべきはなり、

然るに世人は三井三井其の他の銀行と他の事業とを兼營するものを非難せずして、各種の事業に關係し、多數の會社に重役たるものあれば、口を極めて之を非難し、彼は重役屋なり、其の失敗せるは當然のみ、何ぞ怪むに足らんやと云ふに至れり、然れども資本家が各種の事業に放資して可なるは、各人が各種の事業を兼營して可なると何ぞ異ならんや、唯々銀行の重役として各種の事業に名を列するは不可なるのみ、而して其の不可なるの理由は、其の關係せる事業に對して、特別の援助を與るは、銀行をして危險に導くの虞あると、其の事業の盛衰損益は銀行に影響を及ぼすとあるを以てなり、故に其の重役は各種の事業に名を列すと雖、銀行は全然獨立して其の關係せる事業を援助すると無關係の事業を援助すると同一なるに於ては、何等不可なるとあるべからざるなり、余輩私に世人の重役兼任に對する非難の誤れるを思ひ、聊か之を辯明すと云ふ、

### 響大打撃を免がるべからざるべきなり、

韓國にも特殊銀行としては、九個の農工銀行あり、普通銀行としては、漢城銀行、韓一銀行、天一銀行ありと雖、其の資本金は農工銀行全額にて五十八萬餘圓、普通銀行全額にて百五六十萬圓に過ぎず、内地に於ける金融機關にして、外國貿易の機關たらず、外國貿易は殆ど全く第一銀行第十八銀行及び第五十八銀行の韓國支店に依りて辦ぜらるゝの景況なり、今試みに此の三銀行が明治四十年に於て、各地へ向けたる爲替金額と、各地より受けたる金額とを見るに、左の如し、

各地へ向けたる分		各地より受けたる分	
日本	韓國	日本	韓國
第一銀行 第十八銀行 第五十八銀行	三三二七、三五六四 七三三九、〇四〇 五九六四、七七二	三三四〇、〇七九四 九五四一四一 六九六三、六六九	三三八七三、六七七 四、四五七、四三五 四、五八五、五八
	四〇、〇七一七九四 三五〇、七七二 二一、二五七、一九六	三五三、九四四 六八八七、六七四 三三一八六二	三五三、九四四 六八八七、六七四 三三一八六二
	七三七五七、一〇一 一〇、九七二四〇	七三七五七、一〇一 一〇、九七二四〇	七三七五七、一〇一 一〇、九七二四〇
	計	計	計

あるべきや敢て疑を要せざるべし、

韓國中央銀行の設立は、統監政治の一大失敗を證するものなりと雖、既に決定したる以上は致方なし、要是唯第一銀行支店韓國引揚の爲に及ぼすべき影響をして、成るべく寡少ならしむるの方針を講ずるに在るのみ、第一銀行が多年苦心經營して占めたる利益を韓國中央銀行に收めらるゝに際し、一言半句の抗議も反対もせずして、統監の希望を容れ、其の要求に應じたるは、頭取澁澤男爵の偉大なるとを證するものにして、男爵が異議を唱へざるものは、要するに國家的の觀念に重きを置きて、銀行の利益をば忍ひ得べき範圍に於て國家の爲に喜献したるものなり、夫れ既に然り、故に韓國支店を引揚ぐるに際しても、日韓の經濟的關係特に外國貿易の消長を顧慮せられて、甚しき影響を與へざると注意せられんと余輩の切望に堪へざる所りな、

## 高商問題の一端落

是れ此の三銀行の韓國支店が並爲替手形、電信爲替、割引手形、荷爲替手形及び代金取立手形を日本韓國及び外國の各地へ向けて發し、又其の各地より受けたる金額を示すものにして、第一銀行の支店は六七千萬圓宛、第十八銀行の支店は一千二三百萬圓宛、第五十八銀行の支店は一千二百萬圓宛を取扱ひたるものにして、之に依りて外國貿易も韓國內地の商業も營まれたるものならずや、然るに第一銀行の韓國支店が一朝にして韓國を引揚ぐるに於ては、其の影響の大なるもの

韓國中央銀行にして成立せば、第一銀行は韓國に在る各支店を之に渡して、韓國より引揚くべしと云ふ、勿論一二の支店は存置せらるべしと雖、第一銀行韓國支店引揚の結果如何は今日に於て充分に研究せざるべからざる所なり、

第一銀行が韓國支店の元金とする資金は三百萬圓に過ぎずと雖、紙幣發行權を有して、約一千萬圓の銀行券を發行し、一千萬圓以上の預金を持つて、京城、仁川、元山、平壤、鎮南浦、木浦、群山、馬山、大邱、開城、城津、咸興、鏡城の十四ヶ所に支店を置き、韓廷及び統監府の爲には、官金の出納を爲し、商工業の爲には銀行一般の業務を取扱ひ、特に目第一銀行は韓國支店は、債權債務と共に其の店舗及び行員を擧げて韓國中央銀行に引渡すにもせよ、中央銀行の資金は果して第一銀行の如く豊富なるや否や、其行員は重役を更へて果して從前の如く忠勤すべきや否や、世人の信用は果して從來受けたるが如き便益を中央銀行より與へらるべきや否や、此等のことを思ふ時は、余輩は私かに此の變革の前途を危まざるを得ず、思ふに統監府は其の便利の爲に此の變革を敢行したるものなれば、中央銀行は統監府及び韓廷の爲めには却て便利なるや知るべからずと雖、韓國に在る我が商人は種々の點に於て不便不利を感じざるべからず、特に日韓の貿易には大影

々と表明したり、之に關し兩氏より單に專攻科廢止の延期のみを以ては、此問題を根本的に解決し得たりと云ふ可からず寧ろ商大の獨立設置を斷行するか、專攻科廢止令を全く撤退せられたしと要求せしに、首相は閣議に於て六ヶ年延期と決議せしさへ大々的讓歩なれば、此の上の要求には應じ難しと頗る強硬なる態度に出でたるを以て、兩氏は其の儘辭し、三團體委員諸氏東京商業會議所に會合し、右の報告と共に善後策に關して協議する處ありたるが、結局之にて此問題は一段落として三團體を解散し、政治的問題としては他に研究會及び會議所側委員に托する事と爲したり、

蓋し政府は學制の見地よりして東京高商の專攻科を廢止し、現在學生の爲に二ヶ年の猶豫を與へたるものなれば、更に高商生徒の爲に六ヶ年の猶豫を與ふるに改正したるは、姑息の政策なりと雖、此の以上の讓歩は容易に求むべからず、又

求むるの必要もなかるべし、何となれば困難にして錯雜せる學制問題の解決を、急速に現内閣に求むるが如きは、結局無理の注文と謂はざるべからず、而して六年の後には現内閣も恐らくは存在せざるべければなり、唯々此の際明にせざるべからざるは、生徒の既得権を侵害したる當局の責任是なり、夫れ政府は專攻科の廢止を六年間延期し、現在生徒の既得権を侵害せざるに決定したりと云へり、左れば之を廢止して二ヶ年の猶豫を與ふること爲したる文部の處置が現在生徒の既得権を侵害し、爲に騒擾を惹起せしめたるものなるとは何ぞ答辯を要せんや、隨ひて其の責任は文部當局に於て免がるべからざるなり、

高商の學生々徒は言ふに及ばず、其の教授中にも此の姑息策には固より満足せざるもの多かるべし、隨ひて根本的に解決せしむるの趣旨を以て運動を試みんとする輩なきを保せずと雖、斯の如き問題に教授學生々徒の輩をして奔走せしむるは禁止せざるべからずと雖、苟も現内閣が責任の地位に在る以上は之を解決するの方法を講ぜざるべからざるとなり、

## 海外博覽會出品に關する織物業者 の決議取消

我が邦に於ては、大博覽會は政府自ら國費を以て經營し、小博覽會若くは共進會は、府縣若くは市の經營に係れり、隨ひて之が出品に關しても政府府縣市等は、殆ど命令的に之を勧説し、若し出品せざるものある時は國家に對して不忠なるが如くに見做さるゝとなれども、海外諸國の博覽會は官憲の經營に係るものは殆どあるなく、大抵會社若くは協會の開催に屬し、政府府縣都市等は之に補助金を與ふるに過ぎざるものなり、隨ひて之に出品すると出品せざるとは全く出品人の隨意にして、出品せざればとて、官憲は之に對して何等干涉するとなし、是れ余輩が豫め世人の注意を請はざるべからざる所なり、

來年五月より十月まで英京倫敦に開設せらるべき日英博覽會も、無論私設博覽會にして、英國政府は勿論のと、倫敦市と雖、何等關係あるものにあらざるなり、我が邦と英國とは同

の通り決議す、

本年三月三日の大會決議中、海外博覽會に出品せざる事の決議を取消す、

横濱、神戸、大阪、京都、名古屋の六商業會議所の熱誠なる希望により、六月二十四日本會各團體代表者會を開き左の通り決議す、

本年三月三日の大會決議中、海外博覽會に出品せざる事の決議を取消す、

余輩は此の決議を賞するものなり、前來述べたるが如く、博覽會に出品すると、出品せざるとは全く當業者の自由意思に任して、他より干渉すべきにあらず、特に官憲の之に干渉するが如きは避けざるべからざるものなり、然れども同業者が同盟一致して出品を拒絶するが如きは、甚だ穩當ならざるの舉措と謂はざるべからず、特に内地に於ける財政問題たる租稅の存廢に關聯して、海外博覽會に對し出品せざるとを決議するが如きは、情理に背き、常識に反せる行動と謂はざるべからざるなり、故に其の決議を取消したるは當然のとにして余輩の悅ぶ所なり、而して決議を取消したればとて織物業者は出品の義務を負ふにあらず、出品すると出品せざるとは、全然當業者の自由意思なるを以て、他より之に干渉すべからざるとなり、

外交上並に經濟上今後我が政治家及び實業家の最も力を用うべきは清國に在ると余輩の數々論議せし所なり、然るに對清外交は遲々として進境を見ず、對清の經濟的經營は南滿州鐵道會社なる半官的會社の影に蔽はれ、復人意を強くするに足る企業の存する所なく、余輩をして轉々前途を憂慮せしむる

したるに、去る二十四日本橋俱樂部に出席したる織物業者は四十六名にして、團體數二十四、外に委任せる團體百四十餘、硬軟二派に分れ、大會決議を飽迄も主張する者、除外例說を主張する者、大會決議全部を否定す可しとする者等ありて、議容易に決せざりしが、結局左の決議をなせり

本會は本會の根本的主張たる織物稅撤廢を持論とせる東京

## 我が資本家の清國企業

外交上並に經濟上今後我が政治家及び實業家の最も力を用うべきは清國に在ると余輩の數々論議せし所なり、然るに對清外交は遲々として進境を見ず、對清の經濟的經營は南滿州鐵道會社なる半官的會社の影に蔽はれ、復人意を強くするに足